

## 長沼町長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町長交際費（以下「交際費」という。）が町長の行政執行のために外部との交際上必要な公の経費であることに鑑み、その支出に関し一層の透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (交際費の支出区分及び基準)

第2条 交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の額とし、支出区分、内容及び金額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝儀等 記念式典、行事及び祝賀会等への参加に係る経費で、原則 10,000 円を限度として支出する。
- (2) 寸 志 会費が明示されない懇親を伴う会合等に係る経費で、原則 10,000 円を限度として支出する。
- (3) 会 費 会費が明示された会合等に係る経費で、会費相当額を支出する。
- (4) 見舞金 病気、事故及び災害等の見舞に係る経費で、原則 10,000 円を限度として支出する。
- (5) 弔慰金 葬儀等における香典及び供花に係る経費とし、別表1の基準により支出する。
- (6) 渉外費 外部との公の意見交換又は折衝等に係る経費で、目的、内容、相手方等を十分に勘案して支出する。
- (7) その他 前各号に掲げるもののほか、町政に対する協力者に謝意を表す場合等の交際上特に支出する必要があると判断されるものについては、支出できるものとする。

### (運用)

第3条 慣習その他特別の理由により前条の支出基準によりがたい場合にあっては、社会通念上妥当な範囲内で支出額を調整できるものとする。

2 交際費の支出内容及び金額は、常に社会通念上に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に十分考慮し、基準についても適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

### (交際費の公表等)

第4条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
  - (2) 支出年月日
  - (3) 支出金額
  - (4) 支出内容等
- 2 交際費の公表は毎月行うものとし、当月分を翌月の20日までに行うものとする。

- 3 交際費の公表方法は、町ホームページに掲載するとともに、役場において閲覧に供することにより行う。
- 4 交際費の公表にあたっては、長沼町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 19 号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。

（その他）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、町長交際費の支出に関し必要な事項は、町長がその都度定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度において支出する交際費から適用する。